

### Ⅲ まちづくりの方向性

Ⅱの「土地利用のあり方」を基本として、協議会での検討を踏まえ、「まち景観」、「みち」、「拠点」、「まちの仕組み」などの視点を協議会の意見として反映し、以下のとおりまちづくりの方向性を提案します。

#### 1. まちの顔づくり

##### (1) まちの骨格

東西シンボル道路や大規模公園、公共空間・公共施設をまちの骨格として、まちの顔づくりをめざす。

また、周辺に連なる斜面緑地などと調和した緑の空間、親水空間の整備や公共用地・民間用地に敷地の30%以上の緑化率を確保することで質の高い緑を配置するとともに、全ての人たちが歩ける空間や眺める空間など、共有の空間の創出をめざす。

##### (2) まちの空間イメージ

街区ごとにその機能を満足させるまちづくりを進め、多様な表情を持ちながら、調和のとれたまちの空間形成をめざし、「面整備ゾーン」から見る西空、夕焼け、富士山への眺望や、シンボル道路等の沿道景観を含めたまち並み景観に配慮した空間づくりをめざす。

また、鎌倉山からのそよ風が、緑の斜面を伝い「深沢の地」に降り下り、遠く浜の潮鳴りも感じられるまち、月影、一番星、黄昏等、暮らしの中で季節や時が感じられる風景、景観を大切にしたまちづくり（丘陵・里山・まち並みスカイライン、眺望・視点場など）のイメージを持ち、建物の高さなどを調整することで、湘南モノレールの車窓から風景やまち並み景観が見える、といったことへ配慮する。

住み、働き、学び、集うなど、様々な場面において、安全・安心、快適、便利な、新しい鎌倉の拠点として特色あるまちの空間を創出するため、開発自由度の高い大街区設置の誘導をめざす。



## 2. エコに配慮したまちづくり

### (1) 低炭素社会の実現 (CO<sub>2</sub>の発生抑制)

省エネルギーや自然エネルギーなどの利用促進などを図ることで温室効果ガスの排出抑制に努め、環境モデル都市としてエコ社会をリードし、また鎌倉山や柏尾川に沿っての海からの風の道及び住戸内通風等の確保に配慮したデザインの導入、環境負荷の少ない公共交通への転換やカーシェアリング※の促進を進めるまちづくりをめざす。

(※ 1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態)

### (2) 廃棄物の減量・リサイクルの促進

耐久性のある建築の奨励・技術開発による建築物の長寿命化や、廃棄物の発生抑制、資源、副産物のリサイクルや再生資源の利用を促進する仕組みづくりをめざす。

### (3) 水資源の循環・エネルギーの有効利用

下水道再生水、循環利用水や雨水の利用を進めるなど、水資源の循環・再生を図るとともに、太陽光発電（アクティブソーラー、パッシブソーラー※）などのエネルギー活用を取り組みをめざす。

(※アクティブソーラーは、光発電装置、蓄熱器、集熱器などの機器を利用して機械的に太陽熱を取り込むシステム)

(※パッシブソーラーは、特別な機械設備を用いずに、太陽熱を建物の素材や構造などの工夫によって活用するシステム)

### (4) 自動車から公共交通への転換

バスやタクシーなどの公共交通を導入することで湘南深沢駅の交通結節機能を高め、自家用車利用から公共交通への転換促進を図る。

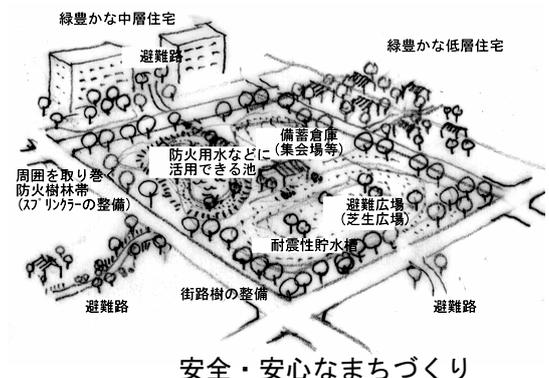
併せて、歩行者と自転車とともに安心して安全に通行できる空間づくりに配慮して自転車利用を促進し、自動車に依存しない、歩きやすく低炭素社会に貢献するまちづくりをめざす。

## 3. 安全・安心なまちの環境づくり

### (1) 安全なまちの環境づくり

災害などの緊急時に必要な広域避難場所や市民の防災活動拠点となる防災公園の整備、災害時の救急医療活動拠点の確保をめざす。

併せて、ライフラインの耐震対策や防災の視点から公園等の公共空間や宅地の緑の配置を工夫する。



安全・安心なまちづくり

## (2) 安心なまちの環境づくり

建物などによる死角となる空間をつくらず、常に外部から見通すことができ、安全性が確保された歩行空間や、犯罪抑止効果のある夜間照明の導入を図る。



犯罪抑止効果のある夜間照明

## 4. みちづくり

みちづくりにあたっては、道路規模に応じて機能・役割を明確にします。

### (1) シンボル道路

シンボル道路は、交流・賑わいの軸として、車のためだけの空間ではなく、歩いて暮らせるまちを目的に、歩行者空間を確保して緑豊かな並木道として整備し、JR 新駅（構想）とのアクセス性に配慮する。

また、シンボル道路は広域幹線道路の位置づけのないものとする。

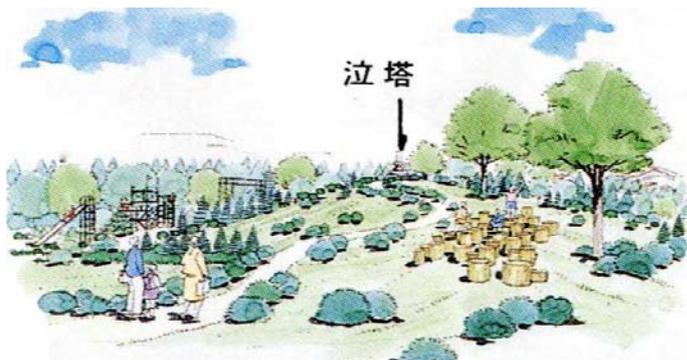
### (2) 区画道路

区画道路は、まちの回遊性や通過交通の流入抑制に配慮し、歩行者・自転車専用道を必要に応じて配置する。

## 5. 公園・広場づくり

公園・広場は、誰もが憩える場とし、防災公園としても位置づけ、新拠点にふさわしい地区のシンボルとなる多目的利用も考慮した公園とします。

また、公園・広場からは、富士山や丹沢大山連峰を望み、等覚寺周辺に連なる斜面緑地や宮前御霊神社（藤沢市）の森などへの視点場の機能を重視し、利用目的にふさわしい空間デザイン、四季が感じられる公園とすることと合わせて、泣塔など地域の歴史的資源の活用・保全にも配慮します。



街区公園のイメージ



水と緑の広場（可児市 文化創造センター）  
（財団法人可児市文化芸術振興財団HPより）

## 6. 街並みづくり

### (1) 街並み

古都の品格を保ちながら「鎌倉らしさ」が感じられる建築物の意匠・形態・色彩、建築物の高さや壁面線などに配慮した街並みと、一体感のあるスカイラインや眺望の広がり確保する。

また、自然景観、地域の歴史性、バリアフリーや防災などにも配慮した街並みとする。

街並みづくりを実現するために、施設・建築物に関するデザイン委員会、デザインガイドラインによるチェック機能を導入する。

### (2) オープンスペース

民間施設内に、それぞれの土地利用の中でオープンスペースの確保に努めることとし、地域の憩いとともに、川と緑を織り込んだ小広場的空間を演出する。

また、風の道に配慮した、まとまった緑があるオープンスペースを確保する。



民間の敷地を活用した半公共的空間

### (3) 駐車場・駐輪場

立体の駐車・駐輪場は、景観に配慮して周辺環境に溶け込ませるよう工夫し、平面駐車・駐輪場は沿道の景観に配慮したものとする。

また、荷捌き駐車施設の設置や、路上の荷捌きスペースを確保（使用日時制限の設定による混雑緩和）するとともに、シンボル道路に負荷がかからないように自動車の回遊動線と駐車場配置に配慮する。